|  |
| --- |
| 令和　　　年　　月　　日  東北運輸局長　　殿  住所  氏名又は名称  代表者役職氏名  ＴＥＬ  Mail  一般旅客定期航路事業の運送約款設定認可申請書  下記のとおり運送約款を設定したいので、海上運送法第８条第１項及び同法施行規則第５条の規定により申請します。  記  １．住所及び氏名  住所  氏名又は名称  代表者役職氏名  ２．設定しようとする運送約款  ３．設定を必要とする理由 |

◎設定上の留意点

①利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

②少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあっては当該当該自動車航送につき、運賃及び料金の収受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

　　◎上記②の運送に関する事業者の責任に関する事項は次のとおりとします。

　　　 ①運賃及び料金の収受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項

　　　 ②運送の引受けに関する事項

　　　 ③乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項

　　　 ④手荷物及び小荷物の範囲に関する事項

　　　 ⑤手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項

　　　 ⑥手荷物、小荷物及び航送する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項

　　　 ⑦損害賠償その他の責任に関する事項

　　　 ⑧旅客の禁止行為に関する事項

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  東北運輸局長　　殿  住所  氏名又は名称  代表者役職氏名  TEL  Mail  一般旅客定期航路事業の運送約款変更認可申請書  下記のとおり運送約款を変更したいので、海上運送法第８条第１項及び同法施行規則第５条の規定により申請します。  記  １．住所及び氏名  住所  氏名又は名称  代表者役職氏名  ２．変更しようとする運送約款　（変更に係る部分の新旧を明示）  ３．変更を必要とする理由 |

◎設定上の留意点

①利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

②少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあっては当該当該自動車航送につき、運賃及び料金の収受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

　　◎上記②の運送に関する事業者の責任に関する事項は次のとおりとします。

　　　 ①運賃及び料金の収受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項

　　　 ②運送の引受けに関する事項

　　　 ③乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項

　　　 ④手荷物及び小荷物の範囲に関する事項

　　　 ⑤手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項

　　　 ⑥手荷物、小荷物及び航送する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項

　　　 ⑦損害賠償その他の責任に関する事項

　　　 ⑧旅客の禁止行為に関する事項